

4 設置物、設備等の整備及び維持管理

共同住宅の居住者の安全を確保するため、次のような設置物、設備等の整備及び維持管理に努めるものとする。

(ア)防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、モニター可能な防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備は定期的に点検整備を行うこと。

(イ)死角となる物の除去

共用部分において死角となる物を除去し、見通しを確保すること。

(ウ)植栽に用いる樹木の種類の選定及び位置の配慮等

共用部分において死角となる物を除去し、見通しを確保すること。

①犯罪企図者がその身体を隠すおそれのない状態とするため、樹木の種類の選定及び植栽の配置に配慮し、見通しを確保すること。

植栽に用いる樹木は、見通しを確保できる程度の低木を選定し、また玄関等出入口から離れた位置に配置し、犯罪企図者が身を隠しにくいように配慮することが重要となる。

②定期的な剪定又は伐採を行い、死角となる箇所が発生を防止すること。

定期的に剪定等を行い、死角をつくらぬよう心がけるとともに管理の行き届いた状態を保つようにすることが重要となる。

(エ)屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器や積雪が、侵入の足場とならないよう配慮すること。

(オ)防犯器具等の普及

破壊、ピッキング等が困難な錠、侵入警報・警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を推進すること。

既に建築された住宅であっても、リフォームや改修でより防犯性能の高い部品の設置に努めることが重要となる。

5 居住者等による自主防犯体制の整備等

共同住宅の居住者の安全を確保するため、居住者等による次のような自主防犯体制の整備等に努めるものとする。

(ア)共同住宅における自治会等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

(イ)管轄警察署との連携

- ①管轄警察署と綿密な連携をとること。
- ②犯罪発生状況等の情報を有効活用すること。

管轄する警察署と連携をとることで、犯罪発生状況等の情報を得るなど防犯意識の高揚に努めることが重要となる。



住宅に関する指針の問い合わせ先一覧

共同住宅の防犯に関する個別の問い合わせ先（地域を管轄する警察署及び建築確認管轄部署）

| 所在する地域の市町名                              | 管轄警察署名<br>※防犯に関する相談 | 建築確認管轄特定行政庁(土木事務所)名<br>※建築確認に関する相談(防犯に関するパンフレット、情報等も入手できます。) |   |
|---|---------------------|--|---|
| 加賀市                                     | 大聖寺警察署(生活安全担当)      | (0761)72-0670  | 石川県南加賀土木総合事務所(建築課) (0761)21-3333                                |
| 能美市                                     | 寺井警察署(生活安全担当)       | (0761)57-1137  | ※加賀市建設部管理課(加賀市における共同住宅100㎡以下に限る) (0761)72-7935                  |
| 川北町                                     |                     |  |   |
| 小松市                                     | 小松警察署(生活安全担当)       | (0761)22-5231  | 小松市都市建設部建築指導課 (0761)24-8105                                     |
| 白山市<br>(旧松任市、旧美川町)                      | 松任警察署(生活安全担当)       | (076)275-1142  | 石川県石川土木総合事務所(建築課) (0761)92-1535                                 |
| 野々市町                                    |                     |  | ※白山市建設部建築指導課(白山市における共同住宅100㎡以下に限る。) (076)274-9561               |
| 白山市<br>(旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村) | 鶴来警察署(生活安全担当)       | (0761)92-1161  |   |
|   | 金沢中警察署(生活安全担当)      | (076)262-1171  |   |
| 金沢市                                     | 金沢東警察署(生活安全担当)      | (076)253-0110  | 金沢市都市整備局定住促進部建築指導課 (076)220-2330                                |
|   | 金沢西警察署(生活安全担当)      | (076)267-1241  |   |
| かほく市                                    |                     |  |   |
| 津幡町                                     | 津幡警察署(生活安全担当)       | (076)288-3111  | 石川県県央土木総合事務所津幡土木事務所(建築課) (076)289-4161                          |
| 内灘町                                     |                     |  |   |
| 羽咋市                                     |                     |  |   |
| 志賀町                                     | 羽咋警察署(生活安全担当)       | (0767)22-1122  | 石川県中能登土木総合事務所(建築課) (0767)52-7604                                |
| 宝達志水町                                   |                     |  |   |
| 中能登町                                    | 七尾警察署(生活安全担当)       | (0767)53-4141  | 七尾市建設部建築住宅課 (0767)53-8429                                       |
| 七尾市                                     |                     |  |   |
| 輪島市<br>(旧輪島市)                           | 輪島警察署(生活安全担当)       | (0768)22-0110  |   |
| 輪島市<br>(旧門前町)                           | 穴水警察署(生活安全担当)       | (0768)52-1167  | 石川県奥能登土木総合事務所(建築課) (0768)26-2353                                |
| 穴水町                                     |                     |  |   |
| 能登町                                     | 能登警察署(生活安全担当)       | (0768)62-1334  |   |
| 珠洲市                                     | 珠洲警察署(生活安全担当)       | (0768)82-0110  |   |
| 県内全域                                    |                     |  | (財)石川県建築住宅総合センター (076)262-6543<br>日本E R I (株)金沢支店 (076)261-7246 |

※上記の他市町の防犯担当窓口でもパンフレットを入手することができます。